

## 解題

松崎 彰

## 一、東京大学所蔵資料について

本書は、東京大学（以下、現東京大学と明治十年に創設された東京大学）に所蔵されている学内資料のうち、明治四年（一八七二）から昭和十二年（一九三七）に至る間の本学関係史料を収録した資料集である。はじめに、関係史料の調査・収集にあたり、貴重な学内資料の閲覧をお許し下さった東京大学事務局・同附属総合図書館、多大な御教示・御協力をいただいた東京大学史料室の関係各位に厚く御礼申し上げる。

さて、本資料集に収録した諸史料は、大きく分けて二つの資料群から調査・収集した。第一は、昨年三月に刊行を終えた『東京大学百年史』（全十巻）の編纂に利用する目的で東京大学事務局から旧百年史編集室（同室は昨年三月末に閉室）に移管され、編纂事業の終了後は、大学文書館として新設された東京大学史料室に保管されている一連の資料群である。この資料群が発見された経緯については、大久保利謙「『東京帝国大学五十年史』の編纂に関する思い出」（東京大学『学内広報』第三〇〇号、昭和五十年十月）・同「『東京帝国大学五十年史』の編纂について」（東京大学史紀要『第一』号、昭和五三年二月）に紹介されているが、一言でいえば、昭和七年（一九三二）十一月刊行の『東京帝国大学五十年

史』（上・下巻）を編纂する過程で調査・発見された学内資料とすることが出来る。もちろん、『東京大学百年史』の編纂にあたっては、『五十年史』刊行以降の諸資料もさらに収集されており、今回の調査で閲覧することのできた資料の総点数は四七〇余点数数えている。

これらの諸資料の形態は、関連文書の綴りをほぼA4版に近い大きさに洋装し、背表紙中央に縦書きの表題、下部に「東京帝国大学」の横文字を記入し、横文字の上に整理用ラベルを貼付した簿冊が大半を占め、残りは厚紙表紙の文書綴りである。整理用ラベルには、「東京帝国大学庶務課」と「東京大学庶務部」の二種類があり、洋装簿冊の場合、前者のラベルの上に後者が重ねて貼付されている。おそらく、『東京帝国大学五十年史』の刊行後に庶務課による資料の製本と整理がおこなわれ、新制東京大学発足後、昭和三四年（一九五八）四月に新設された庶務部によって再整理がおこなわれたものと推定されるが、正確な年代については不明である。以下、主に「東京大学庶務部」のラベルにそって、第一の資料群の性格について概観しておきたい。

東京大学庶務部による諸文書の整理は、戦後新制大学の発足にともなう事務局組織の改編によって旧庶務課から移管された学内文書を統一的規準で分類・再整理するために実施されたものと推定されるが、整理用ラベルの記載にそって資料群全体をみると、アルファベットや算用数字を用いた整理番号が記入されているラベルの簿冊類・整理番号を欠いたラベルの簿冊類（一部に当初貼付されたラベルが一部に脱落している）に大別することができる。このうち、前者

の簿冊類から整理の基本方針を類推すると、同種類の文書簿冊を一括してAからIおよびMの十グループに分け、各グループ内の簿冊を年代順に並べる方針で整理を進めている様子が見え、はっきりと窺える。

そこで、各文書グループの性格についてふれると、まずAグループは、文部省と大学との往復文書を綴った『文部省往復』の簿冊が集められたグループといえる。これらの簿冊は、量的にも内容的にも第一資料群の中核をなす史料であり、大学の学内状況ばかりでなく、広く文部行政を研究するための基礎的史料としても重要な意味をもっている。今回の調査で閲覧することのできた簿冊は、明治四年（一八七二）から昭和三年（一九五八）に至る往復文書を綴った整理番号一番から二九二番までの簿冊（若干の欠）であるが、整理番号を欠く簿冊中にも昭和三四～三六年分の簿冊十三冊がふくまれている。

また、Bグループは文部省以外の諸官庁と大学との往復文書を綴った『官庁往復』の簿冊類であるが、整理番号の最後が八二番であるにもかかわらず欠番が多く、明治期五簿冊・大正期一簿冊・昭和期四簿冊の計十簿冊を確認しえたのみであった。

そしてCグループは、A・Bグループ以外の諸組織と大学との往復文書を綴った簿冊の集まりと思われるが、学術研究会議他からの往復文書を綴った『昭和二二年 諸向』（C七七番）の一冊を残すのみで、その全体像は不明である。総じてA・B・Cグループは、大学と外部機関との往復文書をまとめたグループであるといえよう。

これに対して、Dグループは大学内部の往復文書を集めた『校中往復』等の簿冊が中心であるが、やはり欠番が多く、調査することのできた簿冊は、「東京大学」本部と予備門との往復文書を綴った『予備門往復』（明治十～十三年）他明治の六簿冊と大正期の二簿冊であった。

次にE・Fグループであるが、ここには大学の予算・決算に関する簿冊が集められている。すなわち、Eグループは、大学の歳出予算に対する文部大臣の認可書およびそれをめぐる大学伺や指令などを綴った『文部省准允』十三冊（明治十二年～昭和六年）からなり、Fグループは、大学の決算に関する諸文書を綴った『検印録』二八冊（明治十八年～昭和六年）からなっている。

また、Gグループの簿冊は、明治十六年（一八八三）以降の海外留学生関係文書を綴った八簿冊であるが、整理番号を欠いた簿冊類の中にも、昭和六年（一九三一）から同十八年に至る留学生関係の五簿冊がふくまれている。その他、大学の官制・例規・諸規程等を集めたHグループ五簿冊、卒業式・臨幸等の式典関係文書を綴ったIグループ八簿冊、および官制改定や学内諸事件に関する重要文書を集めた『秘書附緊要書類』十七冊（明治七年～大正十二年）からなるMグループというように各簿冊グループの性格が分けられており、大正三年（一九一四）から昭和二三年（一九四八）に至る『秘書』十三冊も、整理番号を欠くとはいえず、Mグループと同種の簿冊である。

一方、整理番号の記入されていない簿冊については、同一性格の簿冊類として一括することはできない。これらの簿冊が整理番

号を欠く理由は、何らかの都合によって整理作業が中断したためなのか、整理終了後に作成された簿冊であるためなのか、あるいは当初貼付されていたラベルがはがれてしまったためなのか、はつきりとはわからない。しかし、前述のように明らかに各アルファベット簿冊グループと同種の簿冊が多数ふくまれており、その他にも『職務進退録』三冊（明治六〇八年）・『私立法律学校往復及雑書綴込』（明治十九年）・奨学金関係の九簿冊（明治四三年～昭和二十一年）・科学研究奨励金関係の十五簿冊（昭和七～四三年）・学校統計関係の一簿冊（昭和二四～四七年）など、多様な性格の簿冊がある。

このように、第一の資料群の性格は、明治初年から昭和四十年代に至る東京大学の諸活動を記録した学内文書の原本であるとともに、広く近代日本における高等教育政策の展開と実態とを分析するための基礎的史料としても、第一級の資料群であると位置づけることができよう。

第二の資料群は、東京大学附属総合図書館が所蔵している『東京帝国大学五十年史料』である。この資料群は、やはり『東京帝国大学五十年史』編纂の過程で収集・作成され、編纂終了後は総合図書館の一室に放置されていたようであるが、昭和三十年代後半になって現在のように整理されたという。総点数四六九点におよぶ資料群の目録は、昭和五八年（一九八三）七月に旧百年史編集室から『東京大学史料目録』第十集として刊行されており、同目録の解説においてその概要も紹介されている。それによれば、この資料群は、開成学校から「東京大学」法理文三学部に至る系

統と医学校から「東京大学」医学部に至る系統という二系統の文書を中心とし、さらに参考図書として収集した諸資料からなっている。各文書簿冊は和綴じ帙入りで、帙には簿冊表題と「五十年史料」の整理用ラベルが付されている。年代的には、明治十四年（一八八一）以前の文書が多く、内容的にも「東京大学草創期前後の状態を知る上で極めて貴重な資料である」と位置づけられている。

このうち、『含要類纂』等の表題を付された開成学校系の文書簿冊が今回の主な調査対象であるが、これらの文書は、第一の資料群にふくまれている『文部省往復』等の原本から『五十年史』編纂に必要な文書を筆写し、分類・製本した副本である。したがって、文書の内容について言えば、第一の資料群と基本的に同一のものといえる。しかし、実際には副本の作成に際して文書の起案・決裁他の手続きやその責任者をあらわす印・花押が省略されているため、両者の間には若干の差異がある。

また、今回副本から収集した諸文書の中には、原本による出典の確認ができなかった文書類も存在している。その理由としては、原本自体が既に散逸している場合や原本が庶務部から移管されていない場合、あるいは、原本調査の際に見落してしまった場合などが考えられるが、特に第一の場合、副本に残された文書は唯一の現存史料として重要性を増すといえよう。

以上、本資料集に収録した諸史料の出典となる二つの資料群の性格について概観した訳であるが、本書の編集にあたっては、両者の関係にもとづいて次のような点に注意した。すなわち、両資

料群から同一の史料が収集された場合は原本から収集した史料を優先的に収録した点、原本による確認ができない場合は副本所収の史料を収録した点、史料の省略はできるかぎり避けて文書の起草・決裁他の手続きなども明らかにした点などである。ちなみに、収録史料の出典欄に㊦とあるものは第一の資料群である東京大学事務局所蔵資料(東京大学史)をあらわし、㊧とあるものは第二の資料群である東京大学附属総合図書館所蔵の『東京帝国大学五十年史料』をあらわしている。

## 二、収録史料にみる本学創立者

本資料集に収録した諸史料は、なによりもまず、本学創立者たちの法学研究の軌跡をあらわす記録という側面をもっている。

本学の前身である英吉利法律学校の創設については、明治三八年(一九〇五)十一月刊行の『中央大学二十年史』が十八名の若き法律家を創立者として以来、昭和三十年十月刊行の『中央大学七十年史』に至るまで、いわゆる十八名説が踏襲されてきた。その根拠となったのは、同校創設から約二年後の明治二十年(一八八七)十月、『法学協会雑誌』第四四号に掲載された「英吉利法律学校沿革紀要」と題する以下の記述であろう。

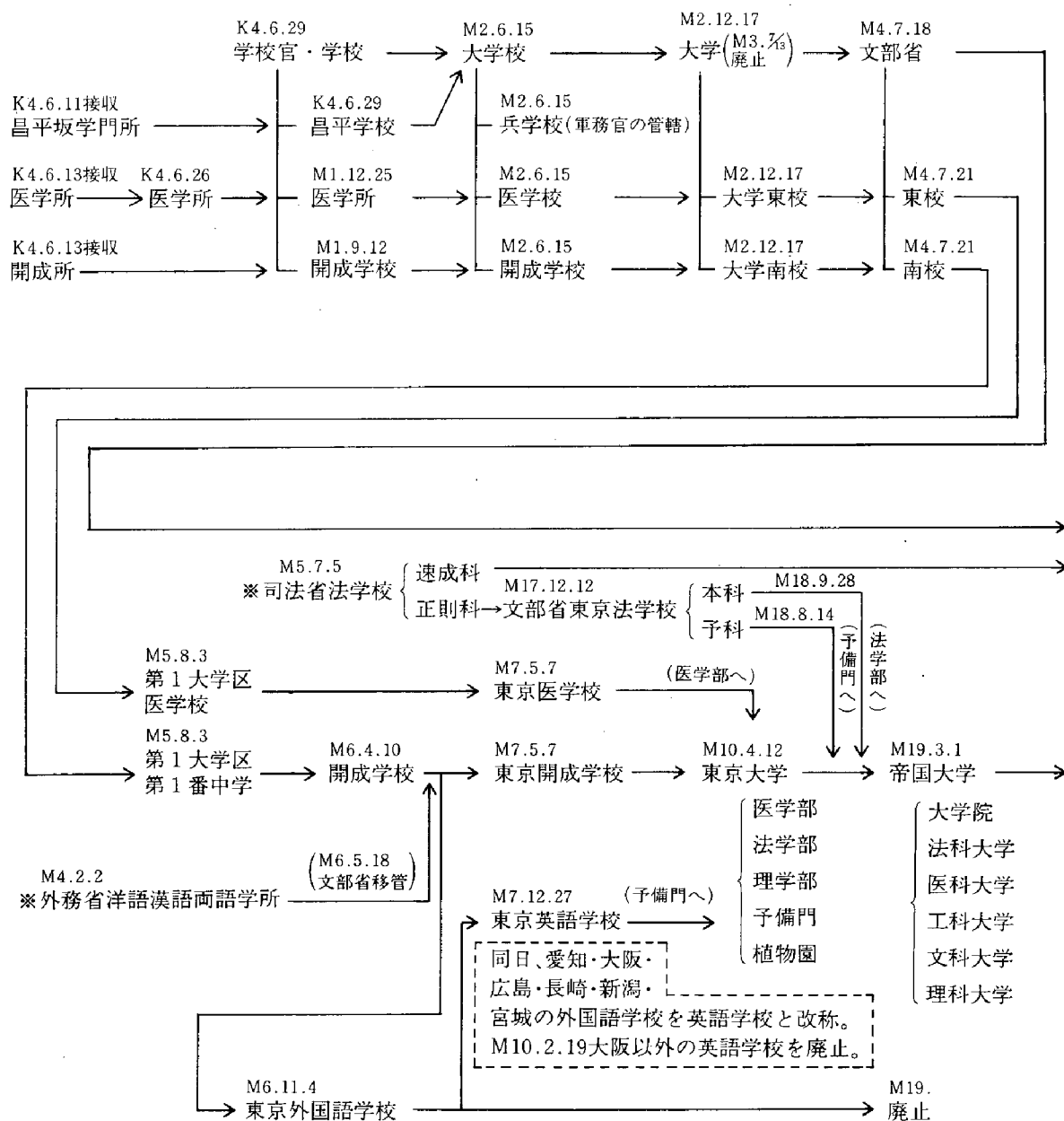
英吉利法律学校ハ、明治十八年ヲ以テ之ヲ創設ス、是ヨリ先キ、大学出身ノ法律家数名同シテ一ノ法律学校ヲ設置セントスルノ計画アリ、以来前後数回ノ商議ヲ経テ、遂ニ設置ノ事ヲ決了シ、爰ニ始メテ創立事務所ヲ置キ、且ツ創立ノ事ヲ

広ク内外人ニ掲明スルニ至ル、而シテ其創立スヘキ学校ノ名ヲ英吉利法律学校ト命ス、是レ実ニ明治十八年七月ナリ、蓋シ当時創立ノ計画ニ与リシモノハ、磯部醇・西川鉄次郎・穂積陳重・岡山兼吉・奥田義人・岡村輝彦・渡辺安積・高橋一勝・高橋健三・山田喜之助・増島六一郎・藤田隆三郎・江木衷・合川正道・菊池武夫・渋谷慥爾・土方寧・元田肇等ノ諸氏ナリ、而シテ創立事務ハ委員ヲ推選シ、之ニ嘱任スルコト、為セシカ、時ニ高橋一勝・増島六一郎・岡山兼吉・高橋健三ノ四氏其選ニ当リテ、専ラ創立ノ事務ヲ執レリ、(後略・傍点筆者以下同様)

もちろん、本学創設に加わったとされる十八名の法律家たちがいかなるかたちで計画に関与したかという点は、今後とも分析を深める必要がある。また、明治十八年九月十九日に江東中村楼で開かれた英吉利法律学校開校式において、初代校長増島六一郎が挨拶に立ち、同校の創設を「大学法学士等二十名許相謀リテ発起シ、各自無報酬ニテ教授ノ任ニ当ラント欲スルニ成レルモノ」(『明法志林』第十冊)と紹介して創立者を必ずしも十八名に限定していない点から考えると、十八名説自体にも再検討の余地が残されているように思われる。しかし、仮に創立者の数に変化があったとしても、本学が「東京大学」やその前身校において英米法を学んだ法学エリートたちの社会的活動の一環として創設されたという事実は、おそらく動くことはないであろう。

従来、本学創立者に関する学問的研究は、たとえば民法成立過

図(A) 法学系を中心とした帝国大学成立の系統概略図



\*『東京大学百年史』通史一、『日本近代教育百年史』第3巻から作成。年号はKが「慶応」、Mが「明治」をあらわす。

程研究会『明治民法の制定と穂積文書——「法典調査会穂積陳重博士関係文書」の解説・目録および資料——』(有斐閣、昭和三十二年)・家永三郎編著『日本憲法学の源流合川正道の』(法政大学出版思想と著作)(会一九八〇年)他の個人研究や利谷信義「日本資本主義と法学エリート——明治期の法学教育と官僚養成——」(一)・(二)『思想』(第四九三・四九六号)昭和四十年七月・十月)など若干の例外を除いてほとんど進展していないといえる。本学の「年史」類もまた、高橋清四郎「中央大学における『年史』編纂の顛末」(『中央大学百年史編集ニュース』(第七号)一九八六年十月)他で繰り返し指摘されているように、創立者や創設期の分析が弱いのであるが、その原因はもっぱら史料制約によるものであり、伝記・評伝・訃報等の二次的

表(1) 本学創立者の東京大学在学期間 (卒業年月順)  
(留学)

No.	姓名	東京大学在学期間 (官費留学生は帰国まで)	英吉利法律学校創設時の 役職名(明治18年7月)	備考
1	菊池 武夫	明治3年9月 大学南校入学 明治8年7月 米国へ留学 明治10年6月 ボストン大学法学部卒業 明治13年10月 帰国	東京大学法学部講師・司法少書記官	岩手県出身 嘉永7年7月28日生
2	岡村 輝彦	明治3年6月 大学南校入学, 貢進生 明治9年6月 英国へ留学 明治14年3月 ミドル・テンプル卒業 明治14年4月 帰国	東京大学法学部講師 大審院詰判事6等官相当	静岡県出身 安政2年7月生
3	穂積 陳重	明治3年10月 大学南校貢進生 明治9年6月 英国へ留学 明治12年6月 ミドル・テンプルにてバリストルの称を得る 明治12年10月 独国へ留学 明治14年5月 帰国	東京大学法学部教授・法学部長	愛媛県出身 安政2年7月11日生
4	高橋 健三	明治3年10月 大宮南校貢進生 明治11年7月 東京大学法学部中退 (明治5年1月) 南校入学	参事院議官補兼太政官権少書記官 文部権少書記官	東京都出身 安政2年8月生
5	西川 鉄次郎	明治11年7月 東京大学法学部卒業	文部権少書記官	東京都出身 安政元年12月24日生
6	藤田 隆三郎	明治7年1月 開成学校入学 明治11年7月 東京大学法学部卒業	外務権少書記官	愛媛県出身 安政3年5月2日生
7	高橋 一勝	明治7年3月 開成学校入学 明治12年7月 東京大学法学部卒業	代言人	埼玉県出身 嘉永6年5月生
8	増島 六一郎	明治6年5月 開成学校入学 明治12年7月 東京大学法学部卒業	東京大学法学部講師・代言人	滋賀県出身, 安政4月6日17日生, 明治13年10月英国へ留学, 明治16年5月ミドル・テンプルにてバリストルの称号を得る。明治17年7月22日帰国
9	元田 肇	明治7年10月 東京開成学校入学 明治13年7月 東京大学法学部卒業	代言人	大分県出身 安政5年1月15日生
10	合川 正道	明治8年9月 東京開成学校入学 明治14年7月 東京大学法学部卒業	元老院少書記官	東京都出身 安政6年4月生
11	岡山 兼吉	明治9年9月 東京開成学校仮入学 明治15年7月 東京大学法学部卒業	代言人	神奈川県出身 安政2年7月7日生
12	山田 喜之助	明治9年9月 東京開成学校入学 明治15年7月 東京大学法学部卒業	司法権少書記官・代言人	大阪府出身 安政6年6月1日生
13	渡辺 安積	明治9年9月 東京開成学校入学 明治15年7月 東京大学法学部卒業	農商務権少書記官	山口県出身 安政6年生
14	土方 寧	明治10年9月 東京大学予備門入学 明治15年7月 東京大学法学部卒業	東京大学法学部助教授・文部省御用掛	高知県出身 安政6年2月12日生
15	磯部 醇	明治10年6月 東京大学予備門入学 明治16年7月 東京大学法学部卒業	代言人	岐阜県出身 安政6年12月25日生
16	江木 衷	明治10年4月 東京大学予備門入学 明治17年7月 東京大学法学部卒業	警視庁御用掛	山口県出身 安政6年11月21日生
17	奥田 義人	明治10年9月 東京大学予備門入学 明治17年7月 東京大学法学部卒業	太政官御用掛・制度取調局御用掛	鳥取県出身 万延元年6月14日生
18	渋谷 槌爾	明治10年9月 東京大学予備門入学 明治18年7月 東京大学法学部卒業	代言人	佐賀県出身 安政5年11月生

『中央大学史資料集』第1集および本資料集収録史料他から作成。

史料に依拠した分析では彼らの著作や社会的活動を根底から支えた意識や行動の実態に迫りえないというのが現実であろう。さらにいえば、英米法の普及と「実地応用」・法律書庫の設立といった英吉利法律学校創設の旨趣が、創立者たちの海外留学や「東京大学」在学中の経験などにもとづいて導き出されてくる点は容易に推定しうるにもかかわらず、実際にはそれを明らかにするための基礎的資料にめぐまれないまま、分析課題として今日まで残されてきたことも事実である。したがって、本資料集に収録した諸史料は、これまではほとんど分析されることのなかった本学創立者たちの法学研究の軌跡や社会的活動の一端を明らかにするための基礎的史料として、重要な意味を持つことになる。

さて、王政復古クーデターによって誕生した明治新政府は、鳥羽・伏見の戦いで幕府軍を敗り、江戸接収を実現するやいなや、旧幕府の設置した教育機関である医学所・昌平坂学問所・開成所をあいっいで復興・改編し、「人材」の養成にのりだした。明治三年（一八七〇）七月には、優秀な人材を貢進生として大学南校へ差し出すことが各藩に命じられ、工部省・司法省・外務省・開拓使なども独自の「人材」養成機関を創設しはじめる。国家的要請にもとづいて創設されたこれらの諸学校は、明治前期における教育行政の展開にそって幾多の統廃合をくりかえし、明治十年四月の「東京大学」創設・同十九年三月の帝国大学創設を経ることによって、最終的には「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ、及其蘊奥ヲ攻究スル」ための教育機関として整備・体系化されて行く。図(A)は、その組織的変遷を法学系中心に概略した系統

図であるが、本学の創立者とされる十八名の法律家は、各々の経歴を辿りながらも「東京大学」の前身校や予備門に入学し、在学中に文部省留学生として英・米・独に留学した三名を除いて、全員が「東京大学」法学部に進んで英法を専攻している。彼らの在学期間をまとめた表(1)をみると、入学時期は、菊池武夫・岡村輝彦・穂積陳重・高橋健三の四名が貢進生として大学南校に入学した明治三年から土方寧・磯部醇・江木衷・奥田義人・渋谷慥爾の五名が予備門に入学した明治十年までの間であり、卒業・中退・帰国時期は、高橋健三・西川鉄次郎・藤田隆三郎の三名が大学を去った明治十一年から渋谷慥爾が英吉利法律学校創設と相前後して大学を卒業した明治十八年までの間であったことがわかる。

『東京大学百年史』によれば、帝国大学における法学教育の形成過程は「英米法・仏法中心の法学教育からドイツ法中心の法学教育へ変化」(通史編<sup>1</sup>)の過程と位置づけられており、その意味では、帝国大学創設以前の時期に法学を学んだ本学創立者たちは、司法省法学校系の仏法関係者を含まない点から考えても、まさに英米法中心の法学教育をうけたということができよう。もちろん、その法学教育の詳細については、本資料集に収録した諸史料のみで全てを明らかにすることはできない。しかし、『東京大学百年史』をはじめとする諸資料・諸研究と対照させることによって、これまで不明の点が多かった創立者たちの学生時代について、かなり詳細な分析を加えることが可能となるであろう。

以上を前提として、本資料集に収録した創立者の関係史料を概観してみよう。表(2)は、創立者の姓名・花押・印などが記載され

表(2) 本学創立者関係の収録史料

No.	姓名	史料番号
1	菊池武夫	1, 8, 19, 27, 29, 35, 36, 45, 48, 49, 50, 51, 53, 59, 60, 74, 75, 76, 90, 96, 102, 113, 115, 118, 123, 126, 128, 138, 141, 143, 145, 173, 181, 184, 185, 202, 227, 234, 236, 247, 261, 263, 269
2	岡村輝彦	8, 10, 24, 26, 45, 48, 49, 55, 56, 72, 73, 82, 95, 103, 119, 141, 144, 181, 184, 185, 202, 218, 221, 250, 251, 254, 255, 261
3	穂積陳重	1, 8, 10, 19, 45, 48, 49, 55, 56, 72, 73, 82, 91, 95, 103, 116, 117, 121, 125, 127, 130, 131, 132, 141, 143, 145, 147, 152, 153, 155, 156, 160, 168, 169, 171, 173, 174, 176, 179, 180, 181, 183, 184, 185, 187, 188, 193, 196, 198, 199, 200, 201, 202, 204, 205, 206, 208, 210, 211, 212, 213, 217, 218, 219, 222, 224, 228, 231, 235, 242, 243, 245, 246, 249, 251, 252, 259, 270, 271, 272, 279, 296, 308, 312, 314, 317
4	高橋健三	19, 30, 45, 48, 49, 70, 92, 142, 146, 202
5	西川鉄次郎	19, 44, 45, 48, 49, 54, 70, 85, 87, 88, 89, 92, 93, 94, 101, 106, 112, 149
6	藤田隆三郎	42, 45, 48, 49, 66, 68, 70, 87, 88, 89, 93, 94, 101, 106, 112, 149, 202, 218, 245
7	高橋一勝	40, 41, 45, 48, 49, 70, 100, 101, 106, 112, 140, 143
8	増島六一郎	37, 45, 48, 49, 63, 67, 70, 85, 100, 101, 105, 106, 107, 111, 112, 181, 185, 187, 197, 202, 208, 212, 215, 217, 218, 232, 238, 245, 261, 263, 265, 266
9	元田肇	46, 47, 49, 70, 85, 108, 109, 110, 112, 149, 202, 261
10	合川正道	57, 69, 85, 108, 120, 122, 149, 260, 261
11	岡山兼吉	61, 62, 64, 69, 85, 108, 134, 136, 137, 139, 202, 218, 220, 245, 251, 258, 261
12	山田喜之助	58, 61, 62, 64, 69, 85, 134, 135, 137, 175, 202, 261
13	渡辺安積	62, 69, 85, 134, 135, 137, 165, 181
14	土方寧	83, 84, 134, 136, 137, 139, 145, 149, 150, 153, 155, 173, 181, 193, 196, 201, 202, 207, 211, 213, 216, 245, 264, 265, 266, 272, 279, 280, 296, 297, 301, 303, 305, 306, 317, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000
15	磯部醇	148
16	江木衷	104, 151, 156, 162, 169, 174, 177, 202
17	奥田義人	79, 85, 98, 104, 151, 156, 160, 165, 166, 169, 171, 174, 177, 202, 261, 281, 282, 284, 285
18	波谷慥爾	78, 80, 85, 108, 174, 186, 189, 202, 261

ている収録史料の番号を個人別にまとめ直した表であるが、全体的にみて、「東京大学」や帝国大学の教員経験者の史料点数が多くなる傾向を指摘できよう。たとえば、留学後「東京大学」の講師となり、法学部長まで勤めた穂積陳重の関係史料が八六点を数えるのに対して、卒業後は官途につかず代言人への道を選び、英吉利法律学校創設直後の明治十八年（一八八五）十月には長崎商業学校長として東京を離れる磯部醇の関係史料は、わずかに卒業記事一点を収録しえたにすぎない。

この傾向は、前節でふれた収録史料の性格からすれば至極当然の結果であり、主に創立者の留学・卒業後の進路と深くかかわっている。すなわち、表(1)の「英吉利法律学校創設時における役職」欄にみるように、留学・卒業後の創立者たちは、同期の法学エリートたちと同様に少壮気鋭の官僚として各官省に登用され、あるいは「東京大学」や私立法律学校の教員として法学研究・教育に携わり、さらに明治十二年五月の無試験免許代言人規則公布後はいわゆる「法学士代言人」として社会的活動を開始



するなど多方面に進出し、各々活動の重複をみせながら英吉利法律学校の創設計画に結集するのであるが、これらの諸活動のうち、「東京大学」や帝国大学に関連する活動の史料だけが大学に残されるため、結果的に右の傾向があらわれるのである。

また、創立者のほぼ全員に共通して指摘できる点は、在学中の学資金給貸に関する史料が多いという点である。創立者はかりでなく、この時期の学生・生徒は貧困者が多く、学資金を確保できるか否かは彼らにとって死活問題であった。当初、新政府は貢進生の学費を藩の負担としたが、明治四年（一八七一）九月の東・南両校一時閉鎖とともに貢進生制度を廃止し、翌年八月の「学制」では授業料自己負担の原則を掲げ、貧困生徒については授業料減額と学費貸与の方針を打ち出した。しかしその後、貸費生制度は明治六年十二月に返還義務のない官費生制度にかわり（同年十二月）、同八年三月には一転して貸費生制度を採用（同年十二月）、明治九年七月には再び給費生制度に移行するというあわただしい変化をみせている。明治九年以降についてはほぼ給費生制度採用の方針が固まり、同十三年三月には新「給費規則」も定められ、同十六年四月からは給費生が褒賞給費生と補助給費生の二種に分けられるなどの改正も行われている。総じて、明治前期における「人材」養成の過程は、貧困生徒に対する学資金の給与と貸与という二方式をめぐる試行錯誤の過程であったということができよう。そして、本学創立者たちにとって、学資金の確保がいかに重要な問題であったかは、菊池武夫の例（史料 8・19・29・35・36・48）などをみても明らかである。

なお、本資料集では、当時の学生生活の多様な側面を浮き彫りにするため、学資金問題以外にも寄宿舎・運動場・食事・衣服などに関する諸史料を収録した。あわせて参照していただきたい。

次に、表(2)の諸史料を個人別に概観していくつかの特色を指摘してみよう。まず、菊池武夫・岡村輝彦・穂積陳重については、留学関係の史料が注目に値する。彼らが文部省留学生として英米および独国へ留学することは周知の事実というべきであるが、従来、留学先における史料調査の難しさなどから、その実態については不明な点が多かったといえる。しかし、本資料集では、在米留学生監督官目賀田種太郎と在英留学生監督官正木退蔵が文部省に送った諸報告書やそれに関連する諸史料を収録し（史料 50・121の間）、彼らの留学中における法学研究の様子をかなり具体化することができた。なかでも、英国ミドル・テンブルにおける穂積の「スコラシップ試験」首席合格を報じた史料 91は、留学中における彼らの研鑽を象徴する史料であるといえよう。そして、帰国後の彼らは、各々別の道に進むとはいえず、共に英吉利法律学校の創設に参画、特に菊池は明治二四年（一八九一）以降二十余年間にわたって本学の院長・学長を勤め、本学法学教育の基礎を築きあげるのであった。

増島六一郎・高橋一勝についても、興味ある事実が窺える。英吉利法律学校創設の中心的人物とされている増島は、明治六年（一八七三）五月外務省直轄外国語学校から開成学校へ進み、同十二年七月「東京大学」法学部を卒業すると、翌年二月には同校予備門の教員となり、その年の十月から約四年間の英国留学の後、

同十七年九月に代言人免許を受け、「東京大学」法学部の講師となつてゐる。また、増島と同期生の高橋は、明治七年三月東京外国語学校から開成学校へ転校し、卒業後は官途につかず、やはり同期生である磯野計・山下雄太郎らと共に同十二年五月の無試験免許代言人規則にもとづく初の「法学士代言人」となり、神田錦町に東京攻法館を設立して代言人活動と法学教育を開始する。兩人とも、代言人の地位向上と英法の普及に尽力した人物である。

しかし、彼らの社会的活動を支えた意識が、開成学校入学以前から鞏固な意志として形成されていたと考えることはできない。たとえば、史料37をみると、外務省直轄外国語学校から開成学校に転校した増島は工業予科第六級に入学しているが、史料45では法学予科第三級に移つてゐることがわかる。また、東京外国語学校から転校する高橋は、史料40では一応「法学志願」となつてゐるが、実際には工業予科第二級に入学しており、やはり史料45において再度法学予科第四級に移つてゐる。当時、開成学校では、英学生のために法・理・工の三専門学科をき、各々本科と予科に分けていたが、同じような転科の例は磯野計・大谷木備一郎などにもみられ、決して特異な例とはいえない。この点について、明治七年九月二八日付の文部省宛開成学校伺（『東京帝国大学五十年史』上冊、二九五頁）は以下のように説明している。

当校専門諸学中法学・理学・工業学ノ名称、従来本科・予科ノ別ヲ問ハス専門学科ノ名目ヲ以テ生徒ヲ区分スル事何学子科第何級ト云フカ如シ、然ルニ第一称呼ノ繁雜ナル且生徒中

此学科ヨリ俄然彼学科ニ変志スルノ輩少シトセス、実ニ法学生理学ニ転シ、工業学ハ法学ニ転スル等、独リ学科中棄ノ患アルノミナラス生徒立志ノ堅実ナラサルヲ証スルニ足ルナリ、抑本校ノ生徒ハ粗某学志願ヲ申出入学為致候事規則ニ候得共、幼年ノ輩自ラ其目的ヲ即時ニ決定スルハ容易ナラサル事明カナリ、（後略）

開成学校では、明治七年（一八七四）以降三専門学科の予科を共通化することによつて転科問題を解決するのであるが、右の伺が指摘するように、増島や高橋の転科は、彼らの「立志ノ堅実ナラサルヲ証スルニ足ル」事実であつたと思われる。逆にいえば、英法を広く社会に普及させ、法律の実地応用に役立てようとした増島や高橋の意識は、基本的には開成学校・「東京大学」法学部において彼らが学びとつたものといえよう。

また、江木衷・奥田義人他については、いわゆる「明治十六年事件」の関連史料を収録した。「明治十六年事件」とは、「東京大学」と予備門の寄宿舎在舎生の大部分が、明治十六年（一八八三）十月二七日挙行の学位授与式に参列せずに上野・日暮里方面へ遠足に出かけ、帰校後は他の学生・生徒を巻き込んで大暴れし、大学の施設や器物を破壊するに至つた事件である。大学側は、事件発生直後から真相究明にのりだすが学生の抵抗で難航し、発生から三日後の十月三十日によく取調委員を任命（史料153）、事情聴取を開始している。その結果、事件に関与した奥田義人以下在舎生一四五名の退学・公私立学校への再入学禁止処分（史料

表(3) 本学維持員・社員経験者関係の収録史料

No.	姓 名	史 料 番 号
1	石 山 弥 平	226, 233, 235, 239, 240, 241, 257
2	和 泉 漱 三	226, 233, 235, 239, 240, 241, 257
3	伊 藤 悌 治	78, 80, 85, 148, 202
4	植 村 俊 平	104, 133, 151, 156, 162, 183, 192, 202, 209, 218, 223, 225, 232, 235, 245, 249, 255
5	大谷木 備一郎	37, 45, 48, 49, 63, 70, 100, 101, 106, 112, 261
6	岡 野 敬次郎	104, 133, 156, 183, 192, 214, 251, 253, 255, 261, 267, 270, 271, 272, 274, 279, 291, 297, 318
7	加 藤 正 治	275, 277, 278
8	金 井 延	104, 151, 156, 162, 186, 189, 264, 265, 266, 272, 279, 297, 313, 325
9	金 子 堅太郎	193, 218, 245, 251, 265
10	小 村 寿太郎	8, 10, 24, 44, 45, 48, 49, 50, 53, 59, 60, 74, 75, 76, 90, 96, 102, 113, 115, 118, 123, 141, 144, 184, 255
11	関 直 彦	62, 69, 85, 109, 148, 261, 263
12	高 橋 捨 六	104, 151, 169, 174, 186, 189, 202, 232, 261, 263
13	坪 井 九馬三	85, 108, 120, 122, 181, 186, 207, 211, 265, 266
14	戸 水 寛 人	156, 202, 272, 274, 279, 290, 297
15	中 橋 徳五郎	202
16	馬 場 愿 治	80, 174, 186, 189, 261
17	原 嘉 道	276
18	穂 積 八 束	78, 80, 85, 108, 148, 149, 156, 176, 178, 180, 261, 265, 266, 272, 277, 278, 279, 290, 292, 294, 298
19	松 野 貞一郎	54, 57, 69, 81, 120, 122, 149, 202, 218, 232, 245
20	山 口 正 毅	226, 233, 235, 239, 240, 241, 257
21	山 本 勝 助	226, 233, 235, 239, 240, 241, 257

159・160) および褒賞給費生江木衷他五名の給費金支給停止処分(史料162)が文部省に上申され、あわせて加藤弘之総理が進退伺をだすことよって事件の政治的決着がつけられた。そして、処分後一〜六カ月の間に退学者の再入学が許可され、事実上の処分撤回がおこなわれることによって事件は落着くこととなる。この間、大学側は事件の発端について、学生たちの身勝手な行動と誤解が原因であるとしているが(史料154・158)、『東京大学百年史』は、事件を「明治十年代半ば以降の管理・取締の強化に対する学生たちの反抗という性格を濃厚に持ち、さらに、賄征伐、あるいは祝事における青年達の放従など、多様な性格を合わせ含んでいた」(通史一、(六三九頁)と位置づけている。

「明治十六年事件」に関与した本学創立者は穂積陳重・土方寧・江木衷・奥田義人の四名であるが、穂積と土方は各々法学部長・同助教授として取調委員となり、江木と奥田は法学部四年生として事情聴取を受ける側であった。さらに、本学関係者としては、後年本学維持員となる穂積八束・植村俊平・金井延・戸水寛人や学長となる岡野敬次郎などの名前もあげられている。彼らに対する処分は、奥田が退学、江木・植村・金井が褒賞給費金の支給停止とされているが、奥田の口述書(史料156)をみると、事件は彼が友人の看護に出かけて不在中に発生している点、彼の関与は「ヤレ

「ヤレー」という声援をおくったのみであった点、彼は在舎学生が拘留されたという噂の真偽を確認した上で法理文三学部長と事後処理を相談し、二名の学友とともに加藤総理に面会して謝罪している点、事件の翌日以降は学生達の結束をはかっている点などが窺える。これらの点について岡田朋治著『嗚呼奥田博士』(因伯社、大正十一年)は、当時最上級生として在舎生の中心的存在であった奥田が事件を寄宿生全体の行為と考え、自らの責任をとるために敢て罪を認め、退学者の筆頭に掲げられたとしているが、おそらくその指摘通りであったと思われる。そして、この事件を通して、本学創立者・関係者たちの間に一種の連帯感や信頼感といったものが形成されてくるとすれば、それもまた英吉利法律学校創設の歴史をなすといえよう。

以上、本学創立者関係の収録史料について概観したわけであるが、言うまでもなく、これらの諸史料は創立者の同期生たちの記録でもあり、広く明治前期における法学エリートの形成や実態を分析する際にも高い利用価値をもつ史料といえる。ちなみに、創立者以外の本学関係者のうち、維持員・社員経験者に関する収録史料の番号を表(3)に掲げたので、あわせて参照されたい。

### 三、収録史料にみる東京大学と本学との関係

次に、本資料集に収録した諸史料は、東京大学と本学との関係をあらわす記録という側面ももっている。以下、三点ほど特色を指摘しておくが、これらの問題については、私立法律学校に対す

る国家的な諸統制との関連や収録史料自体の分散的な性格からして、若干範囲を広げた説明を加えておく。

第一の特色は、英吉利法律学校の創設と「東京大学」法学部別課法学科との関係である。前節に引用した「英吉利法律学校沿革紀要」によれば、十八名の創立者たちは明治十八年(一八八五)七月の英吉利法律学校創設以前に「数回ノ商議」を開いたとされているが、同年九月の開校式典において、増島校長はその間の経緯を「設立ノ企図ヲ起シテヨリ以来一週年ナラス、実地設立ニ着手スルヲ僅カニ六箇月ニ過キササルナリ」(『明法志林』第十冊、明治十八年十月)と説明している。すなわち、同校の創設を企図したのが明治十七年十月頃、実際に創設準備を開始したのが同十八年四月頃というのである。明治十七年十月という時期は、三カ月前に英国留学から帰国した増島が代言免許をうけて開業し、さらに「東京大学」法学部の講師を嘱託されるなど、社会的活動を再開した時期である。また、同十八年四月とは、増島が英吉利法律学校の校地として神田区神田錦町二丁目二番地の三菱商業学校跡地を購入した月である。おそらく増島は、帰国後の社会的活動を開始した明治十七年十月以降、同志高橋一勝とともに英吉利法律学校の創設を計画して各方面に働きかけ、翌年四月前後に創立者たちの合意をとりつけて具体的な創設準備に着手し、七月の創設認可を経て九月の開校式にこぎつけたものと思われる。

このような短い期間に創立者たちの結集が可能となった原因としては、現在二つほどの契機が考えられる。一つは、明治十七年末から翌年にかけて紛糾した東京専門学校(現早稲田大学)の移

転問題である。『早稲田大学百年史』（第一卷、五〇九）によれば、明治十七年十二月頃、創設以来の講師であった岡山兼吉は、小川為次郎の提起した同校の中央移転論に同調し、当時解党問題や党員名簿廃止問題等で動揺していた立憲改進黨の再建と大隈重信の勢力挽回を策して翌年一月には大隈への説得工作を行うなどの運動を進めていたが、増島六一郎・高橋一勝から英吉利法律学校創設計画への協力を要請されると、両校を合併した一大私立英法系法学校の創設を構想し、三月一日に開催された東京専門学校月次会議に移転論と「兼務講師の制」採用の件を提起している。しかし、彼の提起は月次会議の議決を得られず、逆に「大隈の名声によって新設の英吉利法律学校を箔づけんとしたもの」という疑惑を抱かれ、最終的には六月の臨時評議会会で否決される。この間、岡山は月次会議の数日後に講師を辞し、東京専門学校との関係を絶って増島・高橋らの計画に加わって行くのである。

元来、岡山は、増島・高橋らが開設した攻法館を通じて学生時代から彼らとの親交をもち、特に高橋とは明治十六年十一月に設立された審理社という代官事務所の共同経営者として深いつながりをもっていた。したがって、増島・高橋が、英吉利法律学校創設計画への協力を彼に求めたのは、至極当然の行為であったといえよう。そして、岡山の参画により、やはり審理社に属する代官人で東京専門学校講師を勤めていた山田喜之助・磯部醇などや「東京大学」法学部在学中であった渋谷健爾なども彼と行動をとるようになる。その結果、審理社は名実ともに英吉利法律学校創設の仮事務所となり、彼らが主唱した「兼務講師の制」は、

絶対的な講師不足という現状のなかで優秀な法律家を確保するための方策として、多方面で活躍する創立者たちの結集を促して行くのであった。

この東京専門学校移転問題とともに創立者たちの結集を促す契機となったのが、「東京大学」法学部の別課法学科廃止問題である。別課法学科は、井原師義以下六名の法学者が明治十六年（一八八三）五月に設置を建議した法学部の付設的課程であり、建議書は史料145に収録した通りである。それによれば、建議者中には穂積陳重・菊池武夫・土方寧三名の本学創立者が含まれており、彼らの主張は次のように要約できる。すなわち、彼らはまず、当時の日本を「欧米諸文明国に較フレハ学度ノ低劣復タ言ヲ竣タサルモノアリ、故ニ代言人ノ位地未タ之ヲ高ムル能ハス、司法ノ独立未タ之ヲ見ル能ハス、治外法権未タ之ヲ廢棄スル能ハス」と認識し、欧米諸国と肩を並べるためには、「社会ノ需用」に応じた「数多ノ法律学者ヲ養成シ、益法律ノ進歩ヲ謀リ、以テ国権ノ擴張ヲ謀ル」以外に道はないとする。しかし、現実には「今日未タ標準尺度ヲ総理スルノ一学所ナク私学ハ益増加シテ法学部ノ景況漸ク委靡ニ向フノ色ナキニアラス」という状況であるため、「専ラ高尚ノ学科ノミヲ教授」する法学部本科とは別に「便宜ノ学科ヲ設ケテ之ヲ別課トナシ」、日本語を用いた法学教育によって多数の法律家を養成すべきであるというのである。『東京大学百年史』が指摘するように、この建議書からは、当時すでに東京府下に開講されていた東京専門学校（現早稲田大学）・専修学校（現専修大学）・明治法律学校（現明治大学）などの「私学における

法学教育に対する警戒ないしは蔑視の姿勢」(通史一頁)や、「東京大学」法学部を法学教育の全国的中心機関にしようとする意向を読み取ることができる。しかし、この建議書を英吉利法律学校創設との関連で考えてみると、少なくとも穂積・菊池・土方三名の創立者が、代言人の地位向上と司法権の独立にもとづく近代的な「法治国家」の形成および治外法権徹廃にもとづく国家的独立の達成といった一連の政治的課題を法律家の果たすべき責務と認識し、その責務を果たすためには、自らの手によって社会の需要に応じた多数の法律家を養成しなければならないと考えていた事実を指摘することができる。

別課法学科は、明治十六年九月に開講し、三二名の学生が入学している。同月には「別課法学科規則」が上申されて「稍簡易ノ教則ニ拠テ教導スルヲ本旨トスル」方針と教育内容も確定し、十二月には文部省の認可をうけている(史料147・152)。さらに、翌十七年十一月には卒業生に対する無試験代官免許資格も付与されて(資料179)、いわゆる「三百代官」にかわる有能な実務型代官の養成機関としての性格を深めて行く。しかし、明治十八年にかけて大学本来の事業を拡充・整備する必要性が叫ばれるようになる。事態は一変し、別課法学科をはじめとして別課医学科・製薬学教場・古典講習科といった「東京大学」の付設的課程は「余業」とされた上で、主に冗費節減の必要性を理由として廃止が検討される。同十八年四月、加藤弘之大学総理は、これら付設的課程の新規募集停止と漸次廃止の方針を文部省に上申し、別課法学科を「法学本科ノ教制ヲ改正シ其学生ヲ増員セハ別ニ之ヲ設クル

ヲ要セス」(東京帝国大学五十年史)と位置づけている。その結果、「東京大学」の全付設的課程の新規募集は停止され(史料182)、別課法学科は翌年四月の在籍生司法省転属によって廃止される(史料190)。

明治十八年四月に確定した別課法学科の廃止は、穂積・菊池・土方らにとって非常に不満の残る決定であったろう。なぜなら、彼らの建議は、法学部本科の「入学生ヲシテ増加セシムルモ真ニ其業ヲ全クスルモノハ尚ホ僅少ニシテ未タ以テ需用ニ供スルニ足ラサルヘシ」という認識を基礎としているからである。換言すれば、彼らが法学部本科の定員増加や教育内容の改革ではなく別課法学科という「便宜ノ学科」の設置を求めたのは、社会の需要に応じた多数の法律家をできるかぎり早期に養成すべきであると考えたからに他ならない。したがって、彼らの建議書の趣旨を実現させるためには、別課法学科にかわる新たな法律家養成の方法を模索せざるをえないという状況が生みだされたのである。

穂積・菊池・土方三名の創立者が英吉利法律学校の創設に参画して行く背景として、右に見た別課法学科の廃止問題が大きな影響を与えている点は、ほぼ間違いないと思われる。少なくとも明治十七年末頃までは、穂積たちの建議は着実に実現されており、増島たちの計画に積極的に加わる必要性があったとは考えられないからである。おそらく穂積たちは、英吉利法律学校の創設を別課法学科にかわる、また従来の私立法律学校とも異なる新たな法律家の養成機関の創設と位置づけて計画に加わり、逆に増島たちの主唱した「兼務講師の制」が彼らの参画を容易にしたのである

う。そして、穂積たちの参画により、別課法学科で採用されていた日本語による法学教育の方針は、英吉利法律学校へと受け継がれて行くのであった。

以上、本学創立者の結集を促がしたと考えられる二つの契機について概観したが、もとよりこの問題については、今後の資料収集作業の進展とともに新たな契機が加わる可能性を十分に含んでいる。本資料集に収録した別課法学科関係の諸史料は、それら諸契機の一側面を分析するための基礎的史料として、英吉利法律学校創設過程に位置づけられるべきであろう。

次に指摘できる特色は、「私立法律学校特別監督条規」をめぐる英吉利法律学校と帝国大学との関係を示す諸史料を収録した点である。明治十九年（一八八六）八月二五日、文部大臣森有礼から帝国大学へ通達された「私立法律学校特別監督条規」（以下「条規」と略記する）は、全八条からなり、第一条において「文部大臣ハ東京府下ニ於テ適當ナリト認ムル私立法律学校を択ヒ、特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコト」を規定していた。この「条規」は、同年十一月に英吉利法律学校・東京専門学校・専修学校・明治法律学校・東京法学校（現法政大学）の府下五法律学校が被監督校に指定され（史料195）、十二月に帝国大学側の監督委員が任命された上で（史料196）、翌二〇年一月から実施に移されている（史料199）。その結果、英吉利法律学校以下の五校は、学校運営については明治十八年八月の再改正教育令および明治十九年四月の諸学校通則にもとづいて東京府の管理をうけ、法学教育に関しては「条規」にもとづいて帝国大学総長の監督をうけることとなった。

「条規」に規定された監督の具体的内容は、入学資格・修業年限の確定と教育科目の指定（第二条）にはじまり、授業時間割表（第四条）・試験科目および時間割表（第五条）・試験成績表（第六条）の届出義務、法科大学職員中から選定された委員による学校臨監（第三条）など、多方面にわたっている。また、教授方法に関しても、既定の国内法教授を主として「外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノトス」る方針が規定され、帝国大学総長は、臨監委員の報告にもとづいて「学科課程及教授法等ノ改正ヲ諭告スルコト」ができることとされていた。すなわち、明治十九年三月に創設された帝国大学を基軸とする高等教育の体系に私立法律学校を組み入れ、その法学教育を国家官僚の養成という課題のもとに再編・従属させようというのが「条規」のねらいであったといえる。そして、これまで具体性に之しかった私立法律学校に対する国家統制は、「条規」を契機として徐々に強化・整備されて行くのである。

ちなみに、「条規」問題については、東京大学をはじめ早稲田大学・明治大学・法政大学・専修大学などの百年史編纂の過程で、繰り返しその重要性が指摘され、関係史料の収集・翻刻が進められてきた。本学においても、東京府の管理をめぐる諸史料は既に『中央大学史資料集』第一集（「東京都公文書館所蔵 中央大学関係文書」）として翻刻済みであり、帝国大学総長の監督をめぐる諸史料を収録した本資料集をもつて、関連する行政文書がほぼそろったことになる。

ところで、「条規」をうけた英吉利法律学校は、むしろ積極的ともいえるべき対応をみせている。まず、「条規」に規定された諸報告義務を履行し、教科内容の詳細を質問するとともに（史料202

206・210)、明治二〇年三月には学則を改正、同校の監督委員に任命された穂積陳重を創立員総代・共同設立者・講師から省いた上で、「条規」に適應した学科課程への修正をおこなっている。

この学則改正で最も重要な点は、創設願書において「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ其実地応用ヲ習練セシムルニアリ」(『中央大学史資料集』第一卷)とされた同校の設置目的が、新学則では「本校ハ帝国法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律学ヲ講究スルモノトス」(『同前』二二頁)とされている点である。創設時英

吉利法律学校の最大の特徴であった英法重視の法学教育が、「条規」への適應への過程で大きく後退していった事実を窺うことができよう。

英吉利法律学校が「条規」への適應を重視したのは、それともなつて国家から付与されるであろう二つの特典を積極的に学校経営に活用しようとしたためと考えられる。その特典とは、第一に徴兵令に関する諸特典である。徴兵令の制定以来、官公立諸学校(小学校)以外の私立学校は徴兵猶与などの特典から除外<sup>1)</sup>した。慶応義塾社のみは唯一の特例として明治十年から十六年までの間徴兵猶与の特典を附与されていた<sup>2)</sup>。されては、「条規」の通達にもとづいて府下五法律学校が被監督校に指定されるやいなや徴兵令も改正され(明治十九年十一月)、文部大臣によって官立・府県立諸学校と同等と認められた学校の卒業生については現役期間を一年間に短縮し、予備役・後備役時における復習点呼の召集を免除、さらに一年以上の課程修了者については六年間以内の徴兵免除などの特典が付与されることになった。この特典が私学経営上効果

的な宣伝材料となることは明らかであり、文部省も翌二〇年三月の訓令第五号において右に該当する町村立・私立学校の調査・稟申を道府県に命じたため、慶応義塾社・東京専門学校他の私学から指定認可願が相ついでだされている。もちろん、英吉利法律学校も同年七月付で指定認可願を東京府に提出しているが、その論拠は①同校が「条規」の被監督校である点、②「条規」に準拠した前述の新学則をもって法学教育をおこなっている点の二点であった。

これらの願書をうけた東京府では、まず英吉利法律学校と東京専門学校との二校に対する指定認可の方針を固め、同七月文部省に稟申している。これをうけた文部省では、徴兵逃れ防止の対策や学校経営上の不明点などを東京府と両校に照会しているものの、指定認可を下した形跡はない。おそらく、この問題は結論がでなまま棚上げされ、徴兵令に関する諸特典は、明治二十一年五月の特別認可学校規則制定と翌二十二年一月の徴兵令改正にもとづいて、特別認可学校に指定された諸学校の特典として改めて指定認可が検討されて行くと思われる。しかし、実現こそしなかったが、英吉利法律学校が「条規」への適應を通して徴兵令に関する諸特典の獲得を目指した点は、明らかに窺うことができよう。

二つめの特典は、判事登用試験受験資格の問題である。史料194に見られるように、「条規」の実施に際しては司法省が深くかかわっており、「条規」第七条に規定された私立法律学校の優等卒業生に対する試験の合格者を判事として登用する意向を当初から表明していた。不平等条約改正問題との関連で裁判制度の整備を



急務としていた司法省は、明治九年（一八七六）二月に代言人規則を制定して代言人の質的向上をはかる一方、同十七年十二月には判事登用規則を公布して試験制度による司法官僚登用を進め、

さらに同二〇年四月には英吉利法律学校・東京仏学校（現法政大学）・独逸学協会学校（現独協大学）の三校に年間五、〇〇〇円を下附するなど、司法官僚の養成にも力を入れていたのである。そして、司法省の「条規」への関与により、被監督校に指定された私立法律学校五校は、法学教育に対する統制強化の代償として、優等卒業生試験及第者の判事登用試験受験資格という特典を手に入れたのであった。

英吉利法律学校以下五校の優等卒業生に対する試験は、大審院検事名村泰蔵を司法省立会人として、明治二十年十月二四日から六日間帝国大学法科大学において実施され、十八名が及第している（史料208・212・222～224・226・239・240）。英吉利法律学校からは十三名の優等卒業生が推薦され、石山弥平・山口正毅・和泉漱三・山本勝助の四名が及第するという成績であった。その後、英吉利法律学校から試験方法の通知の有無をめぐって試験取消願がだされ（史料225）、新聞紙上でも風聞記事が掲載されるなどの混乱もあったが（史料242）、試験結果は変更されず、十八名の及第者は翌十一月に証書を受けている（史料232・233・235・241）。そして、試験結果をうけた司法省では、文部省と帝国大学へ判事登用試験実施の方針を伝え、及第者に受験出願を促した上で（史料227～229・231・234・236～238）、英吉利法律学校の四名を含む受験出願者十七名全員を同年十二月二四日付で判事試験に登用しているの

である。

このように、「条規」にはアメとムチの側面が含まれていたといえる。帝国大学の監督下に編入された府下私立法律学校五校は、大なり小なりこれらの特典を活用し、さらには五校による連合討論会などを発足させて結束を強めつつ、いわゆる「五大法律学校」へと発展して行くのであるが、史料230が指摘しているように、明治二〇年七月の文官試験試験補及見習規則において、文部大臣認可の学則をもって法律学・政治学・理財学を教授する私立学校卒業者の高等試験受験資格と帝国大学監督下の私立法律学校卒業者に対する無試験判事見習任用資格とが認められたことにより、「条規」と結びついた司法官僚登用の道は実質的な意味を失い、翌二二年五月四日には「条規」自体も廃止されることとなる（史料248・249・256・257）。ここに、約一年四ヵ月にわたる「条規」の時代は幕を閉じ、同月五日に公布された特別認可学校規則によって、帝国大学を媒介としない新たな私立学校の管理体制が登場する。そして、帝国大学の監督を離れた英吉利法律学校は、特別認可学校規則公布から約二ヵ月後の七月十二日に文部大臣の学則認可をうけ、「五大法律学校」中最初に特別認可をうけた学校として、新たな支配体制への対応を開始するのであった。

最後に指摘できる特色は、東京大学から本学への講師出講に関する諸資料を収録した点である。明治十年代に創設された私立法律学校の直面した困難の一つに優秀な講師をいかにして確保するかという問題があった点は、先行の諸研究がとくに指摘する通りであり、英吉利法律学校が採用した「兼務講師の制」もまた、基

表(4) 東京大学教員の本学出講関係史料一覧

姓 名	収 録 史 料		東 京 大 学 で の 身 分	出 講 先 (本学校名)	担当講座名	講義時間数	報 酬
	史料番号	年 月 日					
穂積 陳重	187	明治18年9月28日	法学部教授	英吉利法律 学校	法理学	週1時間	なし
土方 寧	201	明治20年1月21日	法科大学助教授	"	契約法	週5時間	—
	"	"	"	"	手形法	週1時間	—
	279	明治32年10月31日	法科大学教授	東京法学院	民法債権法	週2時間	なし
植村 俊平	209	明治20年6月20日	法科大学助教授	英吉利法律 学校	会社法	週3時間	—
和田垣謙三	268	明治25年10月14日	法科大学教授	東京法学院	経済学	週1時間	なし
穂積 八束	279	明治32年10月31日	"	"	憲法・行政法	週4時間	"
金井 延	"	"	"	"	経済学	週2時間	なし, 車代
戸水 寛人	"	"	"	"	羅馬法	但本年度休 講	"
一木喜徳郎	"	"	"	"	行政論	週1時間	"
岡野敬次郎	"	"	"	"	商法要論	"	"
高橋 作衛	283	明治35年6月13日	"	"	国際法	週2時間	"
山崎覚次郎	287	明治36年9月12日	法科大学助教授	東京法学院 大学	銀行論	週2時間	"
高野岩三郎	288, 289	明治38年9月12日	法科大学教授	中央大学	統計学	"	"
川名兼四郎	292, 293	明治39年10月9日	法科大学助教授	"	民法	週1時間	" , 車代
野村 淳治	294, 295	明治40年3月4日	"	"	行政法	隔週2時間	" , "
	299	大正2年8月18日	法科大学教授	"	"	週4時間	"
	327	昭和6年4月2日	法学部教授	"	憲法	週2時間	—
	300	大正2年8月18日	法科大学教授	"	"	週1時間	—
上杉 慎吉	316	大正11年6月7日	法学部教授	"	"	"	なし
	301, 302	大正3年2月19日	法科大学教授	"	{英語及英国法	週2時間	未定
春木 一郎	305	大正3年10月14日	"	"	{独逸法	週2時間増 加	先例により 「教室入ノ費 用」受領のは ず
	323	大正13年11月24日	法学部教授	"	羅句語	週1時間	なし
渡辺 鉄蔵	303, 304	大正3年9月21日	法科大学助教授	"	商事経営学	週2時間	不定
石坂音四郎	306, 307	大正4年9月30日	法科大学教授	"	債権法	"	なし
田中耕太郎	309	大正6年9月18日	法科大学助教授	"	独逸法・商法	"	未定
大島 正徳	311	大正6年10月18日	文科大学助教授	"(予科)	修身	週1時間	なし
舞出長五郎	313	大正8年4月17日	経済学部助教授	"	英語経済	週2時間	不定
平野義太郎	315	大正11年4月17日	法学部助手	"	民法債権各論	"	—
土方 成美	320	大正13年4月23日	経済学部教授	"	財政学	"	—
	322	大正13年8月9日	"	"	経済学	"	—
	"	"	"	"	財政学	"	—
菊井 維大	321, 322	大正13年5月10日 8月9日	法学部助手	"	独逸民事訴訟 法	"	—
	324	大正14年5月4日	法学部助教授	"	"	週1時間	未定
平井 三次	"	"	"	"	英吉利不動産 法	"	"
宮沢 俊義	326	昭和3年12月20日	"	"(研究科)	憲法	週2時間	—

・本表は、収録史料を個人別に整理し、『法学新報』他の諸資料によって校訂を加えて作成した。

本的には絶対的な講師不足という現状への対応策であったといえる。実際、各私立法律学校では、学科課程のかなりの部分を兼務講師に依拠しており、「東京大学」とその前身校の出身者を兼務講師として招聘する例が非常に多かった。本資料集では、これらの兼務講師のうち、本学に出講した「東京大学」・帝国大学・東京帝国大学教員二六名の関係史料を収録した。

表(4)は、出講関係の収録史料を個人別に整理した表であるが、全体的にみて法学系教員の出講がほとんどである。もちろん、この表が兼務講師全員を含んでいる訳ではないため、簡単に結論づけることはできないが、少くとも法学教育を基軸としていた戦前期の本学の姿が反映されている点は窺うことができよう。また、講師の報酬については、従来から無報酬であった点のみが強調されてきたといえるが、表(4)の報酬欄にみるように、実際には「車代」・「教室入ノ費用」などの名目で実質的な報酬が支払われていた可能性もあり、今後とも詳細な分析が必要である。

ところで、「東京大学」の教員が私立法律学校へ出講する場合、穂積陳重の例(史料187)のように、当初は大学総理・文部卿への届出だけで済ませていたようであるが、明治十九年(一八八六)三月の帝国大学創設を契機として規制が加わり、「私立法律学校特別監督条規」の実施に対応して同十九年十二月に定められた帝国大学の内訓により、総長が「公益」と認めた「学問上ノ事業」以外の活動は全面的に禁止されるにいたった(史料262)。この内訓が私立法律学校の法学教育に与えた影響は大きく、内訓制定時に英吉利法律学校で契約法・手形法の講義(週六時間)を担当し

ていた帝国大学助教土方寧などは、一時的に授業停止を余儀なくされている(史料201)。私立法律学校は、講師確保の問題をめぐっても、帝国大学総長から「公益」と認められるべき学校でなければならなかったのである。

しかも、この問題は、帝国大学を中核とする官公立学校の体系化が進むにつれて強まってくる私立学校への蔑視の問題とも密接に関連しながら展開して行く。帝国大学では、明治二十九年四月に医学部教授長井長義以下九名の連署をもって、帝国大学教授・助教が「劣等ナル私立学校」へ出講することを全面的に禁止するよう求めた建議書(史料273)などもだされており、採用こそされなかったとはいえ、私学蔑視と結びついた出講反対論の存在を窺わせている。その意味では、前述の講師報酬問題は、無報酬の建前をとることによって出講の公益性を強調し、講師を確保しようとした英吉利法律学校以来の内訓対策であったのかもしれない。そして、多くの私立法律学校は、講師確保の必要性和私学蔑視という困難のなかで、明治三〇年代以降大学組織への改編を目指して行くのであった。

以上、本資料集に収録した諸史料の特色を概観した訳であるが、もとよりそれらの特色は収録史料の一面をあらわしているにすぎない。この解題でとりあげた諸史料以外にも、分析視角によっては問題が様々な分野に広がって行く可能性を含む史料が多数収録されているのである。本資料集が、『中央大学百年史』の編纂ばかりでなく、より多くの研究者に利用されることを願ってやまない。

(大学史編纂課嘱託)